

## 土木 A 等級業者 28 社がかかわった談合に関する 100 条委員会設置を求める動議（否決）

地方自治法第100条第 1 項の規定により、次のとおり28社がかかわった談合に関する調査を行うものとする。

### 記

#### 1 調査事項

土木 A 等級業者28社がかかわった談合に関する事項

#### 2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び委員会条例第 6 条の規定により、委員11名で構成する「土木 A 等級業者28社がかかわった談合に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して行う。

#### 3 調査権限

本会議は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第 1 項及び第10項並びに同法第98条第 1 項の権限を「土木 A 等級業者28社がかかわった談合に関する調査特別委員会」に委任する。

#### 4 調査期間

「土木 A 等級業者28社がかかわった談合に関する調査特別委員会」は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

#### 5 調査経費

本調査に要する経費は、300万円以内とする。

上記の動議を青森市議会会議規則第16条の規定により提出します。

平成22年 3 月23日

---